

## R4 札幌北小学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

いじめは、すべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき生徒指導上の重要な課題の一つである。いじめ問題の解決のためには、まず「いじめは人として絶対に許されない」「いじめられている子どもの立場に立つ」などのいじめ問題に関する基本的認識に留意し、学校教育に携わる関係者一人一人が対応することが大切である。そして、学校が家庭・地域と連携を図りながら、あらゆる教育活動を通して一人一人の子どもたちの生命や人権を大切にすることを育成するとともに、学級・学年等の集団における望ましい人間関係を育むための積極的な生徒指導の充実を図ることが肝要である。

### 2 いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず同じ学校や塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団との何らかの人間関係を指す。また、具体的ないじめの様態は以下のようなものがあると考えられる。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れや集団により無視をされる。（LINEのグループメンバー外し）
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・PCやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・いじり行為

いじめの認知に関しては、過去において「自分よりも弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。また、初期段階のいじめは子どもたちだけで解決することも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、些細なことを発端として、重大な事案に至ることがあるのも現実であり、学校が組織としていじめを把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要であると考えます。

### 3 いじめに対する学校の基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「札幌北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます
- いじめを早期に発見し適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして、関係機関との連携を深めます。

### 4 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

#### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施する。結果によっては追跡調査を実施し教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会などで行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

## 5 いじめの早期発見・早期対応について

#### <早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。

- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、集約担当や管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

#### <早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずは、いじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

## 6 校内体制について

### <いじめ防止対策委員会>

■校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、SC、関係教職員、外部関係者等

○いじめ防止基本方針の策定、検討

○いじめ問題に関する職員や保護者、地域への啓発、研修等の実施

○いじめ相談やいじめ事案発覚した場合

- ・事実確認をし、事案に関する対応（いじめられている子やいじめている子、周囲の子、保護者への対応や関係機関との連携等）を検討する。
- ・再発防止に向けた方針の見直し等を行う。

※日常的な児童間のトラブルに関する『集約担当』を教頭・主幹教諭とし、適切な初期対応を判断する。

## 7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じ、警察等の関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

### <重大事態への対応に関して>

#### いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【フローチャート】

児童間のトラブル 保護者からの相談 教師の見取り  
アンケート調査 地域・関係機関からの連絡 など

いじめに関する情報の把握 (集約担当:教頭・主幹教諭)

対応事案発生



いじめ防止対策委員会

役割分担・方針確認



事実確認 (聞き取り)

事実確認 ≠ 指導



対策会議

いじめられている子ども への対応 (支援)	いじめている子ども への対応 (指導・助言)
周囲の子どもへの対応 (指導)	保護者への対応 (支援・助言)
<b>事後指導</b>	関係機関(市教委・警察 医療機関等)との連携

学校の主導



行動観察  
事後経過確認

対応の見直し  
再発防止の取組

